

説 明 日	平成 年 月 日
事業所整理番号	
利 用 者 名	

## ヘルパーステーション さくらの郷

「指定訪問介護」及び「第1号訪問事業」

### 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

岐阜県指定 第 2173300175 号

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービス及び第1号訪問事業（飛騨市訪問介護相当サービス）を提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」及び「要支援」・「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定及び要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

①法人名	社会福祉法人 飛騨古川
②法人所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 598-1
③電話番号	0577-73-0088
④代表者氏名	理事長 垣内 厚生
⑤設立年月日	平成 13 年 6 月 22 日

## 2. 事業所の概要

①事業所の種類	指定訪問介護事業所及び第 1 号訪問事業 平成 25 年 2 月 6 日指定 岐阜県 2173300175 号
②事業の目的	介護が必要と認定されたご利用者のケアプランに基づき ご利用者の意向を配慮し、可能な限り自立した日常生活を営 むことができるよう、訪問介護サービスを通じて援助を行いま す。
③事業所の名称	ヘルパーステーションさくらの郷
④事業所の所在地	岐阜県飛騨市古川町杉崎 597-1
⑤電話番号	0577-73-0090
⑥管理者氏名	坂井 三江子
⑦事業所の運営方針	ご利用者に喜ばれ、市町村、居宅介護支援事業者、他の居 宅サービス事業者その他保健・医療機関と密接に連携し、一 人ひとりを大切にするサービスを提供します。 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。 ご利用者本位のサービスを提供します。 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供しま す。
⑧開設年月	平成 25 年 3 月

## 3. 事業実施地域及び営業時間

### (1) 通常の事業の実施地域

飛騨市古川町、高山市国府町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 8時30分～17時30分 土・日・祝日 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～金 6時～22時 土・日・祝日 6時～22時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務内容
1. 管理者	1		1	1名	業務の一元的な管理
2. サービス提供責任者	1		1	1名	サービス提供の管理
3. 訪問介護員	1	5	2.5	2.5名	訪問介護の提供
①介護福祉士	1	1	1.9		
②訪問介護養成研修1級(ヘルパー1級)課程修了者					
③訪問介護養成研修2級(ヘルパー2級)課程修了者	0	2	0.8		
④訪問介護員基礎研修課程修了者					

5. サービス利用基本料金及び利用者負担

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

#### (1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

##### ○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

##### ○生活援助

調理・洗濯・掃除・買物等日常生活上の世話及び支援を行います。

※上記のサービスは、第1号訪問事業の場合 例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護計画に定められます。ただし、ご契約者の状態の変化、介護計画に位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、新事業者と調整の上、支給区分の変更、介護計画の変更又は認定区分の変更、要介護認定の申請等必要な支援を行います。

#### ①身体介護

##### ○入浴介助

入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

##### ○排せつ介助

排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

食事の介助を行います。

○体位変換

体位の変換を行います。

○通院介助

通院の介助を行います。

②生活援助

○調理

ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)

○洗濯

ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

○掃除

ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

○買物

ご契約者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

☆第1号訪問事業は、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。その為、上記サービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行う等、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割を追加料金としてご負担いただきます。

①初回加算

新規に介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、加算をいただきます。

②緊急時訪問介護加算

利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算をいただきます。

### ③介護職員処遇改善加算

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合に加算をいただきます。

### ＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の1割を負担していただきます。

平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

#### (1) 訪問介護 1回につき

##### ①身体介護【1割負担の場合】

サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分を増す毎に)
1. 利用料金	1,650円	2,480円	3,940円	5,750円 (+830円)
2. うち、介護保険から給付される金額	1,485円	2,232円	3,546円	5,175円 (+747円)
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	165円	248円	394円	575円 (+83円)

##### ①身体介護【2割負担の場合】

サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分を増す毎に)
1. 利用料金	1,650円	2,480円	3,940円	5,750円 (+830円)
2. うち、介護保険から給付される金額	1,320円	1,984円	3,152円	4,600円

ら給付される金額				(+664 円)
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	330 円	496 円	788 円	1,150 円 (+166 円)

①身体介護【3割負担の場合】

サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分を増す毎に)
1. 利用料金	1,650 円	2,480 円	3,940 円	5,750 円 (+830 円)
2. うち、介護保険から給付される金額	1,155 円	1,736 円	2,758 円	4,025 円 (+581 円)
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	495 円	744 円	1,182 円	1,725 円 (+249 円)

②生活援助【1割負担の場合】

サービスに要する時間	20分以上45分未満	45分以上
1. 利用料金	1,810 円	2,230 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,629 円	2,007 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	181 円	223 円

②生活援助【2割負担の場合】

サービスに要する時間	20分以上45分未満	45分以上
1. 利用料金	1,810 円	2,230 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,448 円	1,784 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	362 円	446 円

②生活援助【3割負担の場合】

サービスに要する時間	20分以上45分未満	45分以上
1. 利用料金	1,810 円	2,230 円

2. うち、介護保険から給付される金額	1,267 円	1,561 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1 - 2）	543 円	669 円

③身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき【1割負担の場合】

サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上
	45分未満	70分未満	
1. 利用料金	660 円	1,320 円	1,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	594 円	1,188 円	1,782 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1 - 2）	66 円	132 円	198 円

③身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき【2割負担の場合】

サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上
	45分未満	70分未満	
1. 利用料金	660 円	1,320 円	1,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	528 円	1,056 円	1,584 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1 - 2）	132 円	264 円	396 円

③身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき【3割負担の場合】

サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上
	45分未満	70分未満	
1. 利用料金	660 円	1,320 円	1,980 円
2. うち、介護保険から給付される金額	462 円	924 円	1,386 円

3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	198 円	396 円	594 円
------------------------	-------	-------	-------

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスを要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

早朝（午前6時から午前8時まで）	25%
夜間（午後6時から午後10時まで）	25%
深夜（午後10時から午前6時まで）	50%

☆その他の加算

初回加算（初回1回限り）	2,000 円	うち自己負担	1割負担 200 円 2割負担 400 円 3割負担 600 円
緊急時訪問介護加算	1,000 円	うち自己負担	1割負担 100 円 2割負担 200 円 3割負担 300 円
介護職員処遇改善加算（I）	1ヶ月の総利用単位数の13.7%が加算されます。		

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合※は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額を

介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2)第1号訪問事業

☆利用料金は、1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ご契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

### 1ヶ月につき

【1割負担の場合】	訪問型サービス（Ⅰ）	訪問型サービス（Ⅱ）	訪問型サービス（Ⅲ）
1週間当たりの利用回数	1回程度	2回程度	週2回を超える回数
1. 利用料金	11,680円	23,350円	37,040円
2. うち、介護保険から給付される金額	10,512円	21,015円	33,336円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,168円	2,335円	3,704円
各種加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回加算（初回1回限り） 2,000円</li> <li style="padding-left: 100px;">自己負担 200円</li> <li>・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1ヶ月の総利用単位数の13.7%が加算されます。</li> </ul>		

【2割負担の場合】	訪問型サービス（Ⅰ）	訪問型サービス（Ⅱ）	訪問型サービス（Ⅲ）
1週間当たりの利用回数	1回程度	2回程度	週2回を超える回数



価に基づいて利用料を計算します。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### (3) 介護保険の給付対象とならないサービス

#### ①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

要介護別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

#### ②その他のサービス

##### ・複写物の交付

契約者や利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担していただきます。

利用料金：1枚につき 10円 時間：8時30分～17時30分

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### (4) サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う場合の交通費は、次の金額を徴収します。

交通費は実費とし自動車を使用した場合は次のとおりです。

事業所から、片道10km未満	500円
事業所から、片道10km以上	1,000円

### (5) 利用者負担金等の支払

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日過ぎにご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

なお、振込・振替にかかる手数料は利用者様負担でお願い致します。

① 指定金融機関からの自動引き落とし	ア. 飛驒信用組合 全支店 イ. 飛驒農業協同組合 (JA) 全支店
② 指定口座への振込	ア. 飛驒信用組合 古川支店 普通 口座番号 0805433 イ. 飛驒農業協同組合 古川支店 普通 口座番号 0022315 共通口座名義人 社会福祉法人飛驒古川 理事長 垣内 厚生

やむを得ず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者支払い、利用者はその後市町村から保険給付分(9割又は8割)を受け取ることになります。

#### (6) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

#### ① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交代する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実

施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他ご契約者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(6) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、利用者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な対応を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご契約者及び利用者に連絡いたします。

7. 苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口（担当者）	サービス提供責任者	菅沼 恵
受付時間	毎週 月曜日～金曜日	8：30～17：30
苦情責任者	管理者	坂井 三江子

(2) 第三者委員に苦情の受付

下田 良一	住 所	飛騨市古川町新栄町 6-30
	電話番号	0577-73-5820
田中 賢成	住 所	飛騨市古川町杉崎 1384
	電話番号	0577-73-2769

(3) 行政機関その他苦情受付機関

飛騨市役所 市民福祉部	所在地	飛騨市古川町本町 2-22		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5		
	電話番号	0577-73-7469	F A X	0577-73-7295
岐阜県国民健康保険 団体連合会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0		
	電話番号	058-273-1111	F A X	058-273-9650
岐阜県社会福祉協議会	所在地	岐阜市下奈良 2-1-1		
	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0		
	電話番号	058-272-1111	F A X	058-275-4858

8. 損害賠償

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じるものとします。



## ヘルパーステーションさくらの郷運営規程

(事業の目的)

**第1条** 社会福祉法人飛騨古川が開設するヘルパーステーションさくらの郷（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、第1号訪問事業（飛騨市訪問介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者、要支援者及び事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

**第2条** 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 第1号訪問事業において、事業所の訪問介護員等は、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ヘルパーステーション さくらの郷

(2) 所在地 岐阜県飛騨市古川町杉崎597番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

**第4条** 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 4名

訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

**第6条** 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

- ① 訪問型サービス費(I)…1週に1回程度
- ② 訪問型サービス費(II)…1週に2回程度
- ③ 訪問型サービス費(III)…1週に2回を超えた場合

3 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収することができる。

(1) 事業所から、片道10キロメートル未満 500円

(2) 事業所から、片道10キロメートル以上 1,000円

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

**第7条** 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

**第8条** 通常の事業の実施地域は、飛騨市古川町、高山市国府町の区域とする。

（その他運営に関する事項）

**第9条** 事業所は、訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次の取り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は当法人理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（利用者からの苦情処理）

**第10条** 施設は、その提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適性に対応する為に、苦情を受け付ける為の窓口を設置する。

2 施設は、その提供した事業に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情

に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 施設は、その提供した事業に関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 8 月 25 日に施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 6 月 8 日に施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。